

## 2 正社員以外の労働者に関する状況

### (1) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

「過去1年間（平成26年7月1日～平成27年6月30日の期間。以下同じ。）に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項についてが話合いが持たれた」労働組合は48.9%となっている。産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」75.1%、「卸売業、小売業」60.6%などが高く、企業規模別にみると、規模が大きいほど高くなっている。

また、話合いが持たれた事項をみると、「正社員以外の労働者の労働条件」35.3%が最も高くなっている。（第2表）

第2表 使用者側と話合いが持たれた正社員以外の労働者に関する事項別割合  
（平成26年7月1日～平成27年6月30日の1年間）

区 分	計	平成27年調査（複数回答）（単位：％）										
		過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 1)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 1)	正社員以外の労働者の正社員への登用制度 2)	正社員募集の際の正社員以外の労働者への通知 2)	正社員以外の労働者の労働条件 3)	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項・雇 4)	派遣労働者に関する事項 5)
本部組合及び単位労働組合計	100.0	48.9	23.5	24.6	24.2	10.8	35.3	29.6	16.5	22.4	19.4	16.4
< 産 業 >												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	46.2	11.7	15.2	11.7	13.2	31.9	18.8	12.8	15.2	28.4	15.1
建設業	100.0	37.9	9.3	9.9	12.8	6.4	19.9	11.6	7.4	6.7	9.2	18.2
製造業	100.0	44.3	16.8	17.2	22.6	8.3	23.8	16.8	10.1	12.1	10.2	20.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.3	11.4	12.1	5.9	6.0	25.4	19.9	9.5	13.3	12.4	9.7
情報通信業	100.0	45.1	5.9	17.9	23.8	7.2	35.0	25.1	11.2	15.3	15.6	13.5
運輸業、郵便業	100.0	50.6	27.6	32.2	26.7	11.0	40.0	35.5	23.3	28.4	20.8	14.2
卸売業、小売業	100.0	60.6	39.9	38.0	28.6	12.6	51.4	48.6	23.7	38.4	36.2	15.9
金融業、保険業	100.0	45.7	23.4	24.2	22.9	13.7	41.1	38.5	25.6	36.2	28.3	16.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	44.1	15.8	18.7	17.7	13.1	28.9	24.4	12.1	11.2	10.9	14.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	47.4	21.3	26.9	13.3	8.9	33.2	28.1	14.7	19.0	19.4	16.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	75.1	39.7	31.6	45.2	20.0	57.7	47.3	36.2	28.5	28.7	12.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	59.0	40.7	42.9	36.9	23.4	43.3	40.7	28.4	29.8	30.3	11.2
教育、学習支援業	100.0	51.6	28.9	34.7	31.4	15.4	44.4	36.4	13.4	27.5	26.8	14.0
医療、福祉	100.0	58.9	26.4	20.6	25.1	14.2	47.1	39.2	10.9	24.0	17.9	12.5
複合サービス事業	100.0	41.5	28.9	26.2	29.7	17.7	33.4	28.2	22.7	24.1	24.9	8.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	55.7	21.1	29.7	26.5	11.9	37.9	32.1	14.1	18.9	16.1	10.3
< 企 業 規 模 >												
5,000人以上	100.0	61.7	35.9	37.5	29.7	15.5	50.7	47.4	26.8	40.7	38.0	24.2
1,000～4,999人	100.0	52.5	24.2	23.6	23.0	10.2	40.7	33.4	20.7	24.2	17.7	18.5
500～999人	100.0	48.0	22.0	22.7	22.6	10.5	29.5	25.2	13.7	19.5	15.6	18.5
300～499人	100.0	43.9	10.8	14.2	23.1	6.3	24.4	15.1	12.1	11.7	10.3	10.9
100～299人	100.0	38.8	19.0	19.3	24.2	9.2	22.9	18.0	9.8	11.1	12.2	11.2
30～99人	100.0	38.3	16.9	20.5	17.6	9.4	30.2	22.8	4.8	14.0	9.5	7.5
< 労 働 組 合 の 種 類 >												
本部組合	100.0	54.6	20.1	29.3	33.7	12.4	43.2	35.2	18.3	25.2	21.6	22.1
単位労働組合	100.0	48.5	23.7	24.3	23.5	10.7	34.8	29.2	16.3	22.3	19.3	16.0
支部等の単位扱組合	100.0	53.1	28.1	28.7	23.8	12.0	41.7	35.8	21.3	28.5	25.0	19.2
単位組織組合	100.0	42.8	18.3	18.7	23.2	9.1	26.1	20.9	10.1	14.4	12.1	12.1
連 合 扱 組 合	100.0	51.8	24.1	33.7	28.9	16.9	34.9	31.3	15.7	22.9	26.5	15.7
本部組合、連合扱組合及び単位労働組合計	100.0	49.0	23.5	24.8	24.3	11.0	35.3	29.6	16.4	22.5	19.6	16.4
平成25年調査 本部組合及び単位労働組合計	100.0	49.7	22.9	24.1	21.9	13.3	38.3	30.7	19.2	24.8	24.5	15.7

注：1）雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

2）派遣労働者を含む。

3）派遣労働者を除く。

4）雇用期間の定めのある者に限る。

5）受け入れ時における事前協議を含む。

## (2) 正社員以外の労働者に関する事項別労働協約の規定の状況

正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定の状況をみると、「労働協約の規定がある」は41.9%となっている。産業別にみると、「卸売業、小売業」62.3%が高くなっている。

また、労働協約の規定がある事項をみると、「正社員以外の労働者の労働条件」34.1%、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」28.4%などとなっている。(第3表)

第3表 労働協約の規定がある正社員以外の労働者に関する事項別割合

平成27年調査 (複数回答)(単位:%)												
区 分	計	正社員以外の労働者に関する事項 規定がある	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	正社員以外の労働者の「正社員への登用制度」	正社員募集の際の正社員以外の労働者への通知	正社員以外の労働者の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項	派遣労働者に関する事項
			1)	1)	2)	2)	3)				4)	5)
本部組合及び単位労働組合 計	100.0	41.9	28.4	25.1	20.9	13.3	34.1	28.9	18.4	25.2	25.6	13.3
< 産 業 >												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	23.7	16.7	20.2	13.2	10.7	16.7	8.3	9.4	11.8	11.8	11.8
建設業	100.0	25.6	16.6	16.5	14.3	8.1	18.0	14.4	12.1	13.4	12.4	10.7
製造業	100.0	37.1	27.2	21.1	16.7	12.3	27.3	23.8	15.3	16.6	20.7	13.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.1	24.6	19.4	12.1	9.1	27.0	23.8	11.6	19.8	18.2	12.6
情報通信業	100.0	44.3	25.2	29.8	19.0	13.6	35.9	28.5	15.9	20.8	22.8	13.2
運輸業、郵便業	100.0	40.8	28.7	21.1	18.1	13.1	34.0	32.4	22.6	28.4	26.0	7.4
卸売業、小売業	100.0	62.3	41.4	39.9	35.5	19.0	54.9	43.8	30.2	46.5	46.7	26.3
金融業、保険業	100.0	42.2	18.4	23.9	26.4	11.6	37.9	26.7	13.3	25.8	18.6	8.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	34.3	20.6	28.0	18.6	10.4	26.3	24.9	6.8	15.9	18.4	9.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	28.4	18.0	16.8	13.2	9.1	22.3	18.3	14.6	16.7	15.8	13.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	32.5	20.5	13.4	16.7	5.5	26.9	15.6	12.1	21.0	15.1	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	36.8	20.1	25.9	16.0	6.9	34.0	28.9	18.3	26.3	22.8	8.6
教育、学習支援業	100.0	26.7	22.4	23.5	15.6	9.4	22.0	20.3	7.7	14.2	15.7	9.8
医療、福祉	100.0	43.2	26.0	22.4	16.8	13.1	36.5	32.7	14.3	27.8	26.9	11.2
複合サービス事業	100.0	47.7	44.5	40.0	33.5	22.1	40.4	36.3	24.7	34.5	35.2	11.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.0	27.1	30.5	19.9	9.8	31.3	26.3	18.2	24.3	25.1	12.2
< 企 業 規 模 >												
5,000人以上	100.0	56.3	30.6	32.8	27.5	17.4	48.3	37.2	23.0	38.0	35.2	17.9
1,000～4,999人	100.0	42.9	29.9	27.3	21.4	11.5	34.6	31.0	21.2	26.5	28.1	14.2
500～999人	100.0	39.4	29.2	25.8	23.4	12.3	29.2	27.7	18.7	26.1	23.3	12.8
300～499人	100.0	44.8	32.2	31.3	22.8	14.8	35.1	26.4	17.5	20.5	28.4	16.0
100～299人	100.0	28.5	23.5	17.7	13.6	9.5	23.4	20.7	12.4	15.1	15.4	10.2
30～99人	100.0	34.1	25.8	12.1	14.7	15.1	27.4	25.7	14.1	17.2	19.2	5.3
< 労 働 組 合 の 種 類 >												
本部組合	100.0	30.3	17.4	18.9	16.4	6.1	23.5	20.0	13.4	19.7	14.0	8.6
単位労働組合	100.0	42.6	29.2	25.5	21.2	13.7	34.8	29.5	18.7	25.6	26.4	13.6
支部等の単位扱組合	100.0	49.1	32.6	30.8	23.8	14.3	40.0	33.7	20.5	30.9	30.8	15.8
単位組織組合	100.0	34.5	24.8	18.9	17.8	13.0	28.2	24.3	16.5	18.9	20.8	10.8
連 合 扱 組 合	100.0	48.2	28.9	30.1	26.5	19.3	39.8	36.1	27.7	34.9	31.3	9.6
本部組合、連合扱組合及び単位労働組合 計	100.0	42.0	28.4	25.2	21.0	13.4	34.2	29.1	18.6	25.5	25.7	13.2
平成25年調査 本部組合及び単位労働組合 計	100.0	36.2	25.6	24.5	19.4	12.6	30.4	26.5	18.2	23.1	22.9	11.6

注：1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

2) 派遣労働者を含む。

3) 派遣労働者を除く。

4) 雇用期間の定めのある者に限る。

5) 受け入れ時における事前協議を含む。

**(3) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無【単位労働組合】**

正社員以外の労働者の種類ごとにそれぞれの労働者が事業所にいる労働組合について「組合加入資格がある」割合をみると、「パートタイム労働者」35.6%（平成25年調査32.6%）、「有期契約労働者」39.9%（同38.9%）、「派遣労働者」11.1%（同17.7%）、「嘱託労働者」35.6%（同34.0%）となっている。

また、実際に「組合員がいる」割合は「パートタイム労働者」24.9%（同20.5%）、「有期契約労働者」29.7%（同25.5%）、「派遣労働者」1.3%（同3.1%）、「嘱託労働者」26.2%（同22.0%）となっている。（第4表）

**第4表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（単位労働組合）**

（単位：％）

区 分	事業所に 該当労働者 がいる 計	組合加入 資格がある	組合加入資格がある		組合加入 資格がない
			組合員が いる	組合員は いない	
平成27年調査					
パートタイム労働者	100.0	35.6	24.9	10.7	64.4
有期契約労働者	100.0	39.9	29.7	10.1	60.1
派遣労働者	100.0	11.1	1.3	9.8	88.9
嘱託労働者	100.0	35.6	26.2	9.4	64.4
平成25年調査					
パートタイム労働者	100.0	32.6	20.5	12.2	67.4
有期契約労働者	100.0	38.9	25.5	13.3	61.1
派遣労働者	100.0	17.7	3.1	14.6	82.3
嘱託労働者	100.0	34.0	22.0	12.0	66.0